

峰崎直樹君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案について質問いたします。

小泉総理は、十月四日の衆議院予算委員会で、我が国の金融機関と金融庁はマーケットから疑念を持たれているとお認めになりました。そこで柳澤金融担当大臣にお伺いしますが、我が国の金融行政に関する最高責任者は一体どなたなんでしょうか。私の認識では、内閣府設置法及び金融庁設置法で、それは内閣総理大臣とされているはずですが、いかがですか。

ところで、なぜ我が国の金融機関と金融庁はマーケットから疑念を持たれているのでしょうか。政府は、不良債権処理は峠を越えたという大本営発表を何度も繰り返し、そのたびにそれが真っ赤なうそであったことがばれたこともあるでしょう。しかし、金融行政の最高責任者である総理が全く他人事のように傍観をし、金融担当大臣が過去の失政を暴かれるのを恐れて何もせず、金融担当大臣と財務大臣と経済財政政策担当大臣がばらばらな姿勢であるということが最大の原因であることは明らかではありませんか。柳澤大臣、竹中大臣、それぞれお答えください。

歴代自民党政権は、株価PKOに代表される市場原理への政府の介入という禁じ手ばかりを繰り返してまいりました。その結果、市場原理はゆがめられ、金融機関も本当の競争力を失い、不良債権問題は我が国経済にとって最大の桎梏になりました。にもかかわらず、銀行等保有株式取得機構による銀行保有株式の買い取りを企図した本法律案が政府から提出され、さらには、整理回収機構、RCCの機能強化と称する不良債権の国家的飛ばし策が与党内で検討されているということに、私は我が国資本主義の危機を感じないわけにはいきません。柳澤金融担当大臣は、市場原理をゆがめるこれらの政策について、かつては反対してこられたのではありませんか。なぜ賛成に転じられたのか、その理由をお聞かせください。

以下、本法律案の内容について順次お伺いいたします。

まず、この法律の目的です。第一条には、銀行による株式売却に伴う市場へのインパクトを緩和するとともに、銀行経営の健全性を維持するという趣旨の文言が並べられています。しかし、金融庁の説明では、機構による株式の買い取り額は二兆円程度であるとされている。日銀の一番新しいデータによれば、個人の金融資産は年間八十四兆円ふえ、そのうち株式が二十五兆円もあるということであります。ということは、本当の目的が後者すなわち銀行の健全性の維持にあることは明白です。こうした禁じ手まで出さなくては銀行経営の健全性を維持できないのであれば、これまでの金融行政の誤りを率直に認め、抜本的な危機管理策を実行に移すべきではありませんか。柳澤金融担当大臣及び市場を重視してこられた竹中大臣に御所見をお伺いいたします。

次に、機構を通じた取引の公正性が確保できるかどうかという問題です。

機構には、銀行界から役職員が派遣されるとお聞きしています。すなわち、銀行から株を買い取る機構は銀行の支配下にあり、機構は、金融再編により普通銀行とグループ化された信託銀行に株式の管理を委託することになるわけです。これでは出来レースではありませんか。倒産したマイカルが個人投資家向けに九百億円の社債を発行したときも、社債管理会社となった銀行がちゃっかりと融資を回収していたのではないかという話もあります。インサイダー取引、相場操縦、総会屋への損失補てんなど、証券市場の公正性をぶち壊すアンフェアな行為は、これまで何度も何度も繰り返されてきたではありませんか。この疑問に対し、柳澤金融担当大臣から納得のいく御説明を受けたいと思います。あわせて、民主党が提案しています日本版SEC法について早急に制定すべきと考えますが、大臣、いかがでございましょうか。

次に、特別勘定による買い取り資金に対し二兆円の政府保証を付与することについてお伺いいたします。

言うまでもなく、株は上がることもあれば下がることもあります。であれば、機構に株式を売却する銀行は、できるだけ株価が下がりそうな株式ばかり選ぶとするインセンティブが働きます。その結果、機構の財産はどんどん食いつぶされ、いずれ債務超過に陥るであろうことは想像にかたくありません。本法律案では、機構の解散時に機構が債務超過であればその不足分を政府が補てんすることとされており、要は最大二兆円の国民負担が発生するおそれがあるわけです。一方、もし幸運にも機構に財産が残れば銀行に分配されます。もうけは銀行で山分け、損が出れば国民にツケ回し、これがこの法律案の正体なのであります。このような不公平な話が許されるのでしょうか。柳澤金融担当大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

次に、このスキームが本当に機能発揮するのかどうか、お伺いしたいと思います。

本法律案は、森前内閣の政策を継承したものであり、初めて構想が出たときから厳しい批判にさらされてきました。金融庁も否定的見解を繰り返し、法案化が決まってからも、自分たちはできるだけかわらないように、表向き民間が自主的にやるものであるという形にしようと努めてきたわけであります。こうした不幸な生い立ち、そして余りにも筋の悪いスキームであるがゆえに、さすがの銀行界も余り活用する気はないと漏らしております。要するに、機能発揮する見込みはないということなのであります。であれば、我が国金融行政の信頼回復のためにも、このような法律案は直ちに撤回する方が得策であります。これらの点について、柳澤金融担当大臣の御見解をお伺いいたします。

先ほども述べましたが、私は、政府が市場原理をゆがめる禁じ手まで出さなくては銀行経営の健全性を維持できないという事実が、今や抜本的な対策を講じる段階にまで来ていることを雄弁に物語っていると考えます。そして、こうした事態を招いた最大の原因が、九八年のあの金融国会以降も金融機関に厳格な資産査定と十分な引き当てを課するという大原則を踏み外したことにあります。

私たち民主党議員とともに政策新人類と言われた日銀出身のある自民党議員が、つい最

近、こう述べております。三年前の早期健全化法は厳格な評価抜きに健全行をさらに健全にするという国家的フィクションだった。もう一度申し上げます。国家的フィクションであった。まさにそのとおりだと思います。

柳澤金融担当大臣は、金融機関の資産査定と引き当ては適切に行われていると強情にも言い続けてこられました。しかし、当の銀行自身からそれを否定する発言が飛び出し、倒産した企業が不良債権に分類されていなかったことが発覚し、与党の有力議員もフィクションだったということ認め、総理もまた金融当局がマーケットから疑念を持たれていると公言している今、柳澤金融担当大臣の論理は完全に破綻をしています。通常の金融検査に加え、わざわざ特別検査なるものを実施せざるを得なくなったのも、それを裏づけるものではありませんか。

この際、柳澤金融担当大臣は、みずからの失政を率直に認め、潔く責任をおとりになるべきと考えますが、いかがでございましょうか。

私は、この三年間の金融失政により、再び金融危機が顕在化してきたことを大変憂慮しています。今そこにある危機は、金融システム全体の過少資本問題による金融仲介機能の喪失です。問題解決能力のない政府・与党は、特別検査は適当にお茶を濁し、またしてもペイオフ凍結解除の再延期という先送りを繰り返すのでしょう。そして、国債発行額を三十兆円以下に抑えるという小泉総理の公約も、年が明ければあっさりと破棄されるでしょう。そのとき、日本政府には構造改革を断行する能力も意思もないと判断した国債マーケットは、反乱を開始いたします。すなわち、国債価格の暴落、長期金利の急騰であり、日本経済全体のクラッシュの発生です。このような悪夢は、荒唐無稽な空想小説ではありません。

私たち民主党は、一貫して、不良債権の抜本処理を急ぎ断行し、間接金融の金融仲介機能を回復するとともに、我が国金融システムを直接金融をより重視した構造に改革すべきであると主張してまいりました。

以下、具体的に申し上げます。

第一に、不良債権の抜本処理について、緊急一斉検査を実施して、金融機関に厳格な資産査定と十分な引き当てを課し、速やかに間接償却を終了させる。その際、債務超過の銀行は一時国有化などの手法により破綻処理に移行、不良債権はR C Cに移して回収を進める。

第二に、金融システムを株価変動リスクから守るため、一定の経過期間を経て、決済業務を行う金融機関の株式保有を原則として禁止をする措置を講ずる。

第三に、証券市場に対する信頼を回復するため、不公正取引に対する罰則を厳格化するとともに、証券取引等監視委員会を金融庁から独立させ、証券取引委員会、日本版S E Cに改組し、監視体制を強化する。

第四に、バブル崩壊後の金融行政を総括するため、国会に金融問題監視院、いわゆる日本版ペコラ委員会を設置し、金融犯罪・不祥事の真相究明と責任追及を行う。

第五に、金融政策について、ハイパーインフレにつながる調整インフレは、国民生活を破綻に追いやるものであり、断じて容認をしない。インフレターゲットに名をかりた調整インフレも同様である。

これら民主党の主張に対する柳澤金融担当大臣及び竹中大臣の御見解をお伺いし、また、各大臣から明快な御答弁がいただけない場合は再質問させていただくことをあらかじめ申し添えておきます。

また、竹中大臣が財政金融委員会へ所管大臣として出席できるようお願いをいたし、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣柳澤伯夫君登壇、拍手〕

国務大臣(柳澤伯夫君) 我が国の金融行政に関する最高責任者は、現在、行政改革が行われた後においてどのようになっているのか、設置法上は内閣総理大臣ではないか、こういうお尋ねがございました。

内閣府の設置法上、金融庁は内閣府の外局として設置されておりまして、内閣府の長は内閣総理大臣でありますから、金融行政の主任の大臣も内閣総理大臣ということになるわけであります。また、しかし、同じ設置法上、金融庁には、金融行政の重要性等にかんがみ、内閣総理大臣を補佐する特命担当大臣を必ず置くということにされておりまして、金融担当大臣が金融庁の事務という、いわば内閣府に、通常、行革時に考えられておった調整事務あるいは内閣補助事務というようなものと異なる分掌管理事務というものが割り当てられておって、それを担当する大臣として金融担当大臣が任命されておりまして、そこには大きな権限と責任が担わされているというふうに解しているところでございます。

第二番目でございますが、不良債権の処理に関連して、金融機関と金融庁に対してマーケットの一部から疑念が持たれているという御発言の御指摘がございましたが、これは主として、マクロ的な分析をマーケットの方々がやりまして、その結果と比較して、金融庁の発表するあるいは金融機関が発表する不良債権の状況とどうかといったようなことであるとか、あるいは債務者企業に対する市場の評価とのタイムラグを中心とするずれが原因であるというふうに私どもはとらえているところでございます。

前者につきましては、つまりマクロ分析との差ということについては、市場に対し、例えば金融検査について、これはもう必然的にミクロの手法によるわけでございますので、それが一体どういうふうに行われているかということについて説明を行うなどして理解を求めるといたしております。それからまた、後者につきましては、これは特別検査というふうに銘打ちましたけれども、このような新たな検査手法をとることによってこのずれを縮小する、解消するということにいたしましたところでございます。このような努力によってマーケットからの疑念の解消に努めていく考えでございます。

第三番目は、銀行等保有株式取得機構の設立を提案し、またRCCの機能強化に賛成する理由についてお尋ねがございました。

まず、取得機構については、株式の保有制限とワンセットで一つのシステムとして導入されるものでありまして、保有制限のもとで銀行等による株式の処分が円滑に進められるよう市場売却を補完するセーフティーネットとして設立されるものでございます。機構が市場原理をゆがめるのではないかとこの点につきましては、銀行等が保有している株式を機構に売却するか市場に売却するかはそもそも任意でございますし、また、機構に売却すると決めるときも、機構による買い取りは時価で行うということが決められておりますから、このような指摘、市場の歪曲を招来するとの御指摘は当たらないものと考えております。

次に、R C Cの機能強化につきましては、先般、金融再生法の改正案が議員提出法案として国会に提出されたと承知をいたしております。これによりますと、このR C Cの買い取り価格も時価によるものとされておりますから、不良債権の国家的な飛ばしであるとの御指摘は当たらないものと考えております。

株式取得機構の設立は市場原理に対する政府の介入であるとの御指摘でございましたが、本法案は、我が国の銀行等による株式保有の現状を踏まえて、株式の保有制限を課するとともに、これに伴う銀行等による株式の処分を円滑に進めるためのセーフティーネットとして機構を設立するものでございます。これは、公共性を有する信用秩序の維持のために必要なものでございまして、市場原理に対する禁じ手との御指摘も当たらないものと考えております。

機構の公正性の確保についてお尋ねがございましたが、機構の役職員等に対しましては本法律で守秘義務が課されておりますほか、機構の業務に関する重要事項については、業務の適正な運営を確保する観点から、機構の役員に加えて金融に関する専門的な知識と経験を有する第三者をも加えて、その方々をもメンバーとする運営委員会というところで審議することとされております。こうしたことを通じて機構の業務の公正性を確保してまいりたい、このように考えている次第であります。

民主党が提案している日本版S E C法案についてのお尋ねがありました。

たびたび議論が出ておるわけでございますけれども、我々としては、金融コングロマリットの出現といった金融の担い手の一体化や金融商品の業態のあるいは商品の壁を超えた一体化といった流れを踏まえますと、銀行、証券、保険の各分野を横断的に所管する金融庁の現体制はこうした流れとは一致しておりまして、金融庁から証券・市場部門のみを分離、独立させて日本版S E Cを設置しようとする同法案は、その観点で適当ではないと考えているところであります。

それから、取得機構が最終的に決算を出したときに、もうけは銀行、損が出れば国民にツケを回すのは不公平ではないかとお尋ねでございますが、本法案では、万一機構に損失が生じた場合には、まずは金融機関の拠出した売却時拠出金、さらには当初拠出金によって補てんをした上で、それでもなお不足する場合に初めて政府による補てんが行われるという順番になっているわけであります。

他方、利益が生じた場合には、拠出金に相当する金額までは金融機関に配当しますが、

なお残余財産があれば、これは国庫に納付してもらおうということになっておりまして、このように、官民の間における利益と損失の分配は均衡のとれたものにいたしておりまして、もうけは銀行、損失は国民という御指摘は当たらないものと考えております。

今回のスキームはワークしないのではないかと、損とか得とかという御議論をなさりながら、またワークしないのではないかとのお尋ねもあったわけでございますけれども、本法案につきましては、先ほど来申しておるように、株式保有制限を一方に課しましたので、これに伴って、それに適合するための銀行等の保有する株式の円滑な処分に資するというを目的として機構が設立されたものでございます。機構は、E T F や投資信託の組成、さらには自社株取得への対応のための買い取りを積極的に行うほか、相場の状況等によって銀行等による市場での株式処分が円滑に進まないような場合に備えてセーフティーネットとして存在させるという制度でありまして、期待された役割をその意味で存在を含めて果たしていくということを考えて御理解を賜りたいと思っております。

金融機関の資産査定と引き当てに関するお尋ねがございました。

これはもう言うまでもない一番基礎的に必要なことでございますけれども、これまで、金融機関に対する検査は、過去の決算に対してその適正性を検証してくる、こういうシステムでございました。しかし、この方式においては、タイムラグを中心として市場の評価とのずれが大きくなる可能性が現実の一つの出来事で、そういう状況にあるということを事実によって突きつけられたということを我々考えまして、その状況を改善するため、特別検査を導入し、市場の評価をよりタイムリーに反映するような検査を行うこととした次第であります。

このように、検査手法についても種々改善を進めていき、銀行の健全性の確保という金融庁の基本的な使命を全うしていくということが私の責任であると考えておる次第であります。

民主党が提案する具体的な主張についてお尋ねがございました。

第一に、不良債権を間接処理するということでございますが、私どもとしては、オフバランス化による最終処理が重要であり、これを推進するために、特別検査の実施等により適正な債務者区分及び償却、引き当てを確保するとともに、R C C による不良債権買い取り機能を強化することといたしたということでございますが、間接処理だけでは、不良債権の処理が終わったと、これは国際社会でも一つの共通の認識として広くとられている考え方であると、このように考えます。

第二に、株式保有を原則禁止にするということでございますが、私どもの考え方とほぼ同じ方向性での御提案でございますが、株式の価格変動リスクを銀行等のリスク管理能力の範囲内にとどめることが必要でありまして、このため、銀行等の株式保有を制限し適正な規模に縮減することとして、今回、所要の法律案を御審議いただいているところでございます。

第三に、日本版のS E C を設置すべきではないかという御提案でございますが、証券市

場の構造改革プログラムを私どもとしても策定いたしてありまして、ここでは厳格な行政処分の実施や証券取引等監視委員会の人員増強による監視機能強化等を図ることといたしております。金融のコングロマリット化等を勘案いたしますと、金融行政の体制というのがいかにあるべきかということについては、現在、国際的にもかなりいろいろな試行錯誤の過程にあるというふうに見るべきと思いますが、我々としては、いわゆる日本版SECの設置は適当でないと考えているところでございます。

第四に、日本版ペコラ委員会の設置については、国会において御議論いただく事柄でございますが、破綻した金融機関については、金融再生法の規定に基づきまして経営破綻に至った原因の調査が行われているほか、旧経営陣の責任追及も行われるようにという規定がございまして、それに沿った諸般の措置がとられていることは御案内のとおりかと思えます。

第五に、金融政策につきましては、日本銀行において経済、金融の状況を踏まえつつ、適切に判断されるものと承知をいたしてあります。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手〕

国務大臣(竹中平蔵君) 峰崎議員から私に対しては三点の御質問をいただきました。

まず、マーケットの疑念についての御指摘であります。

日本の金融システムにつきましては、現在、かなりの程度安定を取り戻した中で推移しているものと考えてはおりますが、景気の低迷を背景とする融資先の財務内容の悪化等を背景に不良債権の残高が横ばいで推移しているということ等から、マーケットの疑念が完全には払拭されていないのではないかという指摘もあることは承知をしております。

このため、さらに不良債権処理を強化するということから、先般の改革先行プログラムにおきましては、緊急に新たな諸施策を講じることにしたところでありまして、これらの施策の実施等によりまして不良債権問題の抜本的な解決を図ることで、より強固な金融システムが構築されるというふうに考えております。

なお、政府としては、当該問題を含めた金融問題に対して、まさに総理のリーダーシップのもとで、関係大臣が緊密に連携しながら、柳澤大臣が金融担当大臣として取り組んでいるところでございます。

第二点でありますけれども、これまでの金融行政の誤りを率直に認め、抜本的な危機管理策を実行に移すべきではないかというお尋ねがありました。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案は、日本の銀行等が相当程度の株式を保有しているために、株価の変動が銀行の財務面の健全性、ひいては銀行に対する信認及び金融システムの安定性に影響を与えかねない状況にあるというこの点にかんがみて、株式の保有制限を導入するというものであります。ただし、単に株式の保有に制限を加えるというだけでは、これに伴う銀行等による株式の短期間かつ大量の処分が株価の著しい変動

を通じて信用秩序の維持に重大な支障を生じさせるおそれがある、このために、こうしたことのないようにセーフティーネットとして機構を設立するという趣旨のものであります。

したがって、今回導入する新たな制度は、市場を重視する姿勢を堅持しながらも信用秩序を維持するために必要なものであるということでありまして、市場原理に対する禁じ手という御指摘は当たらないものではないかというふうに考えております。

第三点でありますけれども、不良債権の処理と金融システムの改革について、これは提案も含めてお尋ねと御指摘がございました。

この不良債権問題につきましては、日本の経済、財政の分野における第一の課題というふうに我々も位置づけておりまして、迅速かつ果敢に取り組むことにしておりまして、先般の改革先行プログラムにおいても、緊急に新たな諸施策を講じるというふうにしたところであります。これらの施策の実施等によって、遅くとも集中調整期間が終了する三年後には不良債権問題の正常化を目指すことにしており、これによって資金の流れが健全化し、有望な新規産業や新市場に資金が円滑に供給されるようになる、まさにリスクとリターンを反映された市場が形成できるというふうに考えております。

一方、日本経済の安定的な成長のためには、国内にあります多額の個人金融資産の効率的な投資が促進されまして、次代を担う新しい産業への資金供給がスムーズになされるということは、これは絶対必要であります。このためには、従来型の間接金融に過度に依存した状況を改善して直接金融へよりシフトさせるということは、これは重要なことであるというふうに認識をしております。この点についても、したがって、改革先行プログラムにおいては、個人投資家の証券市場への信頼向上のためのインフラ整備を推進するというふうにしておりまして、これらの着実な推進が、バランスのとれた金融構造を通じて、日本経済のダイナミックな成長につながっていくというふうに認識しています。

なお、金融政策でありますけれども、これは日本銀行において、経済・物価動向の先行きや政府における本格的な構造改革の取り組みというのを踏まえて、デフレ阻止に向けて機動的かつ柔軟な金融政策運営を行うように期待しているところでありまして、そうした中でインフレーターゲティングの是非についても議論を深めていくことが重要であるというふうに考えております。

最後に、財政金融委員会に出席しろという御指摘がございました。

これまでも時間の許す範囲で努力をしてきたつもりでございますけれども、一層の努力をこれはさせていただきたいと思っております。

以上、三点についてお答えを申し上げます。(拍手)

議長(井上裕君) 峰崎君から再質疑の申し出があります。これを許します。峰崎直樹君。

〔峰崎直樹君登壇、拍手〕

峰崎直樹君 大変論議をしたいことは委員会に譲りたいと思いますが、どうしてもやはり代表質問の中でお聞きしておきたい点がございませう。

柳澤大臣に再質問させていただきたいと思いますが、先ほど、なぜマーケットから疑念が持たれているのかという指摘に対して、民間はマクロの分析と比較して金融庁発表にはずれがあるのではないかという点と、債務企業の陥っていくタイムラグ、恐らく今回のマイカルの格付が急速に下がったということを指されているんだらうと思ひます。

そこで、それではお尋ねするんですが、実は、たしかあれは衆議院の予算委員会の参考人質疑の中で、破綻をしたそごうという百貨店がございませう。このそごうが実は、メーンバンクの頭取さんがそのときに、数年前から実はそごうは債務超過であったということをしてその場で明らかにされたわけでありませう。

そういう意味では、もう既に株式市場で五十円という額面を割ったものがかなり見られます。そういった企業というものが存在して、そういうところは、いや実はよく調べてみると、破綻懸念先あるいは破綻先ではなくて要注意あるいはある意味では要注意にもなっていない正常先債権と、こういうふうにもなっているわけでありませう。問題は、その要注意あるいは正常先債権というものに実は大変問題があるのではないかということをして指摘をされてきて、ようやく今回、そのタイムラグとしてしか今は認めておられませうが、実はそこはタイムラグではなくて、そういったものが恒常的に存在しているのではないかという私達は質問をしているわけでありませう。

改めてその点についてお伺いをしたいと思ひますし、特別検査をするということに陥ったことも実はその点に大きな要因があるわけでありませう。金融行政のこれまでの検査に対するやはり問題があったということをして私どもは質問せざるを得ないわけでありませう。その点、お答えを願ひたいと思ひます。

二点目は、六番目に質問しました先ほどのいわゆる特別勘定による買い取り資金の二兆円の政府保証をつけることが不公平な形になっているのではないかということをしてございませうが、形式論理上は今大臣がお答えになったようなことで、一見すると、政府とそれから銀行側とがどちらも損得をしないようなそんな感じに形式上はなっているわけでありませう。

しかし、問題なのは、私が質問で指摘をしたように、銀行側が出す株というものは本当に将来値上がりすることがない中身になっているわけでありませう。そういう意味で、通常言われているぼろ株という表現がいいかどうかわかりませうが、そういうものをやはり出さざるを得ないインセンティブがあるがゆえにこういうものが設けられているわけでありませう。私は、やはり二兆円の政府支出というのは、これはやはり大きな問題があるのではないかということをして改めて指摘をして、これに対する御見解を求めて終わりたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣柳澤伯夫君登壇、拍手〕

国務大臣(柳澤伯夫君) 第一問の質問は、マーケットが我が国の金融機関の資産査定

あるいはそれに対する金融庁の検査結果、こうしたものに対して疑念を持っている要因として、私、

二つほど主なタイプの要因を挙げさせていただきましたけれども、若干ミクロ的な資産査定ということについて例を挙げられまして、そうした食い違いが起こったことが他の問題も大体そういうようなことになっているんじゃないかという類推を呼んで、そこから疑念が発生しているのではないか、こういう御質問でございました。

具体の例も、個別企業を挙げられまして、この点については、何と申しますか、さんざん議論をされてきたことでございますので、私もここで議論させていただいても構わないとは思いますが、この件につきましては、私どもとしては、私どもで整々とした手続を踏んでそれぞれの段階での資産査定をし、そしてその処理の方法を決めてきたということでございます。

それに対して、確かに今、峰崎議員が御指摘になられたように、メインバンクの方が突然そういうようなことを言われたわけでございまして、私もそれは承知をしているわけでございますけれども、そういうことを帳簿の上ではっきりさせているわけではございません。そういうようなことで、これはもう皆さん、資産の評価というのは非常に見方によって違いますので、そういうような見方を当時しておった人もいるというようなことであつたかというふうに思います。

これは、いずれ皆さんと委員会で議論をしますが、この資産の査定というものといひますか、評価というのは、あくまでも評価でありまして、絶対的なものというのはなかなか見出しがたい、見方によっては、それをある基準でもってやっているというのが現在のやり方でございます。我々としてはその基準に沿ってやったということでございます。ぜひ御理解を賜っておきたい、このように思います。

それから第二番目には、峰崎議員もお認めになられましたように、やっぱり我々の言い分にも一理あるというような表現をいただいたわけでございますけれども、これはどこを中心に考えて、そこから損が発生し、あるいは利益が発生したという、この移動というのは、ほぼこれは確率の問題というか、これから市況がどうなってくるかで、これ、だれも予想はできないわけです。こっち側から、株が下がるということでも第一次的にまずその負担に耐えるのは民間側ということになっておりますので、今度はもうかる方についても第一次的に利得を得るのは民間側、そういうことで全体をバランスさせているということでございますので、これはぜひ御理解を賜りたい。

それから、そういうことならむしろ損だけする確率が高いようなばら株ばかり買うんじゃないかということについては、御案内のように、それはもう一定水準以上、投機の株ではなくて投資適格性のある株式ということで制限が置かれることは、もう峰崎議員ほどの御専門家であればつとに御承知をいただいていることかと思ひます。

以上でございます。(拍手)